

議案第12号

新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市立保育所設置及び管理条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表新居浜市立若水乳児園の項を削り、同表新居浜市立若宮保育園の項中「新居浜市新田町一丁目7番3号」を「新居浜市新田町一丁目8番38号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

新居浜市立若宮保育園の建替工事が完成することに伴い、同園の位置を変更するとともに、新居浜市立若水乳児園を平成25年3月31日限り廃止し、同園に統合するため、本案を提出する。